

権利を守る制度

権利を守る制度は本人を保護するとともに、本人の生きる力、夢や希望を深めたり、広げたりしていくものです。その人らしい人生を支えるために一緒に考えるための支援機関もあります。

成年後見制度とは

知的障がい、精神障がい・認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設の入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことを判断することが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても十分な判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、そのような判断能力の不十分な方々に代わって成年後見人がその判断能力を補い、代わって意思決定をし、本人に不利な契約を取り消して無効にしたり、代理人として契約をとりきめ、判断能力の不十分な方々の権利を守る制度です。また、本人を保護するとともに、自己決定権を尊重し、持っている能力を最大限に活用するように支援し、最後までその人らしい人生が送れるようお手伝いをする制度です。

法定成年後見制度は本人の判断の判断能力によって3つの類型に分かれています。

	後 見	保 佐	補 助
対 象 者	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立が出来る人	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官など 市町村		

成年後見人等の役割（※成年後見人等、成年後見人、補佐人、補助人を指す）

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

任意後見制度

任意後見制度は、判断力がある時にあらかじめ任意後見人を選任し、委任契約を結んでおく制度です。公証人役場で公正証書を作成します。判断能力が低下した時に家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見人が後見活動を行います。

公認心理師による相談会 ～お気軽にご相談ください～

高山市では、発達に心配なことがある方や、そのご家族を対象にした相談をお受けしています。お気軽にお問い合わせください。

（18歳以上の方の相談もお受けいたします）

気になっていませんか？こんなこと…

- ことば（発語）が遅れている…
- 家以外ではしゃべらない…
- 困っている癖や行動、こだわりがある…
- じっとしてられない…
- なんとなく落ち着きがない…
- 視線が合いにくい…
- 集団行動が苦手… など



公認心理師の相談日

場 所	高山市役所	こども未来部	こども家庭センター
開 設 日	毎週水曜日		
相談時間	13:30～、15:00～	の2回	

※市役所閉庁日はお休みです。
※事前予約の方が優先となります。

※公認心理士相談日以外の平日は、ひだ子ども家庭支援センター

「ぱすてる」で相談をお受けします。（☎0577-37-1061）

※また、こども家庭センター専門員も相談をお受けします。

予約・問い合わせ先

高山市こども未来部 こども家庭センター

☎0577-35-3179